

# 箱根町 開発事業指導要綱について

照会先 土地利用計画課 ☎5-9566

町の貴重な財産である景観の保全および形成を図るための施策を、できるものから順次できるだけ早く進めていくという考えから、その中での取り組みとして高層建築物などの規制をするため、6月1日に要綱の改正を行いました。

## さくら館温水プール 12歳も水泳教室に参加しよう

大好評の「こども水泳教室」を、今年も夏休み期間中に開催します。ぜひご参加ください。

**場所** 「さくら館」

**対象者** 小学1年生～3年生

**定員** 各コース30人(先着順)

**受講料** 1,500円(8日間)  
なお、入場料(100円)が別途必要です。(定期券可)

**申込方法** 7月4日(火)～7月14日(金)の8時30分から17時15分の間、さくら館へお申し込みください。(土・日曜日は除きません)

- 受講料を開催日初日までにお支払いください。お支払い後の受講料は返金しません。
- A・B両コースの参加も可能ですが、人数によってはお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- 8月下旬には、低・高学年を対象とした水泳教室も開催する予定です。

※各コースとも初日は第2会議室(2F)、2日目以降はプールギャラリー(4F)に集合です。

**照会先** 健康福祉課  
☎5-0800



### こども水泳教室 日程表

Aコース	7月21日(金)	.....	12:30~14:20
	7月22日(土)	23日(日) 25日(火) 26日(水)	} 13:00~14:20
	27日(木)	28日(金) 29日(土)	
Bコース	7月21日(金)	.....	14:30~16:20
	7月22日(土)	23日(日) 25日(火) 26日(水)	} 15:00~16:20
	27日(木)	28日(金) 29日(土)	

## 青少年の非行問題に 取り組む全国強調月間

7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です。町でも、箱根湯本駅前「社会環境健全化推進街頭キャンペーン」を実施するほか、青少年指導員・地域青少年育成会が中心となって行う、パトロールや夏休み対策会議、中学校では地域懇談会など、青少年の非行防止に取り組むためのさまざまな会議や事業が展開されます。

この機会に、地域やご家庭で、青少年の事件・事故、飲酒や喫煙などについて話し合ってみてはいかがでしょうか。

**照会先** 教育委員会生涯学習課  
☎5-7601



## 7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

子どもが非行に走る背景には、家庭環境や交友関係など多くの要因が複雑に絡み合っています。非行防止には、まずこうした問題を一つ一つ解決し、非行を誘発しないような社会環境をつくることです。

また、非行に陥った子どもたちが更生して円滑に社会復帰できるためには、本人の強い意志はもちろんな、家庭や職場、学校など周りの人たちの支援が欠かせません。

更生を図る活動に対する地域の人々の理解と協力は、犯罪や非行の原因や背景に対する認識を深めるとともに、その防止にもつながるのです。

今回の重点目標を「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求め」とし、効果的な運動を展開していきます。

## サイエンスサマーのお知らせ

…つくって、ゆらしてみよう地震計…  
振り子を使った震度計を作ります。揺れかたを観測し、震度計のしくみを学びます。

さらに、実物の地震計と地震観測施設を見学します。

**日時** 8月1日(火) 14時～16時

**場所** 温泉地学研究所会議室

**対象** 小学生、中学生、高校生(小学1～3年生については保護者同伴をお願いします)

**定員** 40人(応募多数の場合は抽選)

**申込方法** 7月3日(月)から21日(金)までに電話でお申し込みください。

**申込・照会先** 温泉地学研究所  
☎0465-23-3588

### 要綱の目的

開発事業者に対し、自然景観・自然資源および生活環境の保全・形成を基本とした指導を行い、町の良好な住環境の確保と国立公園「箱根」としての健全な発展を図ることを目的としています。

### 建築物の高さを15メートル以下とする区域

建築物の高さ制限は、自然公園法、都市計画法、建築基準法などにより規制されていますが、要綱でも次のとおり規制を行います。

- 用途地域が第一種住居地域の区域
  - 用途地域が近隣商業地域のうち容積率が200パーセント以下の区域
  - 自然公園法第2種特別地域D区域の区域
- ただし、関係法令などにより15メートル以下になる場合は、除きます。
- ※前述の規定にかかわらず自然公園法普通地域内の次の地区は、以下の基準としています。
- ・ 強羅地区は15メートル
  - ・ 大平台地区は13メートル

### 近隣関係者などの調整

開発事業の計画について、近隣関係者などに説明会を開催し、十分な協議および調整を行うこととしています。

近隣関係者などとの調整は、大規模建築物の建築に伴い近隣住民などの紛争の未然防止と良好な住環境を保持するために開発事業者から事業計画の周知説明を行い、日照、電波障害などの影響が生ずるおそれがある場合は、その利害関係者と協議し、開発事業者の責任において解決していくこととしています。

### 地下水採取の協議

地下水を採取する場合は、地下水採取協議書などにより町と協議を行います。地下水の保護および地下水使用による衛生面への配慮から原則飲料水などには使用しないこととしています。

温泉地である町の特性から事業主の自主的な規制、協力に基づき町営水道または県営水道の利用をお願いするものです。

### 緑化

開発区域内の緑化については、自然公園法特別地域内では、環境省との協議によるものとして

いますが、要綱でも積極的な緑化を行うための協議をすることとしています。

### 排水の処理

開発区域内の下水(汚水、雨水および温泉水)の処理については、周辺に排水が溢れないような設計・維持管理に留意し、排水の放流については、経路の確保と容量など、放流先に支障が生じないよう対処することとしています。

### 駐車施設

違法駐車による弊害が生じないよう駐車場の設置基準を定めています。

- 共同住宅・住宅戸数分の台数を設置

### 消防施設

「箱根町建築等消防指導基準」に基づき消防水利施設・消防用活動空地の確保・消火活動上必要な施設について協議し、消防活動に支障が生じないよう対処することとしています。

### ごみ集積所の設置など

開発区域内において事業活動などに伴って生じた廃棄物の処理について、集積所を搬出作業に適した位置に設置し、衛生的に維持管理し、かつ、一般廃棄物については、自らの負担で環境センターに搬入することとしています。

今後は、法的拘束力のある条例や都市計画法に基づく制度でまちづくりを行っていくために町民の皆さんと一緒に施策を展開していきたいと考えています。